内閣文庫
書號 和 28420
冊數 100 (80)
函號 211 300

内閣文庫
和書門
冊架函號類

国立公文書館
National Archives of Japan

帝国図書館蔵書

明治十二年購求

国立公文書館
National Archives of Japan

塩尻巻之八十　享保

内匠式ノ指櫃

下西将軍浄代指の式目

活軒世態を述一章

造像

勿論

樂家五調子

陸月為

瑞彩公若宮、法華宿

将軍義胎本國寺中ノ所

清盧和尚の歌前出除之

左右の二宮の刑

荒野知秋為

門内の玄軍

浴像經の手水

倩就寂

をゝ世のうゐ

武城大営

清菴和尚の歌

秀吉ノ一の軍ノ歌

和歌の吉き称必

かし

坐上法師の法師より
歌名世に聞の名
阿新河内守真
弁才天八日輪の内ゟ
日蓮坐ゟ法花の死
位袍の織紋の聖
信長公御ゟ法名
古仏画の書の事
神君薨後後城の法物
先学僧云

清水納ゟの石碑
尾府奉仕の生駒家
田家四時占候清涼ゟ
春時の春の端板
守賀耶
天王坊の角坊
秀吉公御ゟ法名
上古の盃
仏工運慶
京の家ゟ多号の説
仏像彩画ゟ皮修を不用

十二天の沓座
瑞龍ゟ毎月隨喜ゟ
瑞龍ゟの法歌
柳信

○内匠式ニ膳櫃一合杓一柄酒臺一口盞一口云々

および是ホ数あるふ物を唱ふ目図書式ちんらいあり

尽々しる

幾合（イクバガフ）蓋アル モノ　幾口（イクバクノ）盃盃等 蓋ナキモノ　幾脚（イクバシ）足アルモノ机等ナリ

幾具（イクバグ）数ノソロヒ タルモノ　幾柄（イクヘイ）刀ノ長キモノ劍墨杓 扇等ヲヨブトイフ

ホ事物異名の下ハ尽々大聚名

幾葉（イクヨウ）笺紙　幾筋（イクスジ）墨或匣　幾管（イククダ）筆　一帖（ヒトデフ）筆十本ヲ

一閑 詩　一床 琴　幾炬（イクヒ）燭　一襲 衣裳有 衣服

一細 単皮　一方 猪鹿ノ肉ヲ呼フ 牛肉ハ一腐ト云　四蹄 猪

幾翼 雑鴨等ナリ ホ幾翅トモ　幾掌 鵞又幾對トモ

此数類多〳〵ヒ器之凡そ物の盤ハ盛 盛ハ俗だいハ ものもり

蚕飼といひ袋に貯へたるを銭袋といひ糀に納
たるをハ蚕盛といふ数の名目唐土の書に見へ我
國にの俗牧目とは似たれども少しかはり有

○左右の二字を筝祭にハトカクと読なり無左右
ソウナクと二字にも又左右にても読む
江文通か上書に鞶悞（アカラサマニトメ）左右少如（スコシ）隣察（アハレミ）たまへとあり是ハ
俗に何のたやすくといふ意にて無双なとをサウナク
とよむも是と同様の事なりといへり
左右とハ詩経周易文選なとの旧訓にヨフサキ
ルサといひ往還と同し意に用ひし

○丁酉正月廿五日我 城中にして北畠の三月十六日 将軍家
御代始には式目を読しめ申して御各人に聞かせ
候しめさせ玉ふ天和の御式目の中にて奥書に其
趣を聞へさせたまひしよし
御座居間年寄（西上南向） 御用人等大目付（北上西向） 大寄合
（北上南向）にて後御側物頭小姓組番頭小納戸頭外様
剣の面々にて後諸物頭 五所御門頭 安倍玄長読
まゐらせ侍りし
文廟にても御代始に読せられしを作者さへ式を
今ハたゝ古文書とおもひ侍りしかして教あしき方の
見侍る人誰のかはりて大かた未だにいふ人はさ
聞ゆ

○菰野知秋翁予ニ習葵小題ヲ一律詩ヲ和セレ
作ルヨリ再ビ彼韻ヲ以テ

横卷不知殘月傾　閑窓添得文紅榮
芝園董徑馨風裡　口占更愧自俗情

○活軒世態ヲ述ル一章

盍贊人世渡津舟　登岸東西去不留
名姓空殘一碑立　青苔埋尽土饅頭

亦ハ人ヲ為ル孫小身ヨリ出ル苔の下ニ形骸
世ヲ渡ルのつとめ異ル彼作ル屋敷彼作ル
所ノ者ヲ和シ作ル

空江載月一虛舟　曉嶺雲輕自去留
蒲白荇青對老眼　是非更無到心頭

○公侯以下俗門内玄琴ヲ元是將軍の制ニ也
大義一覽集ニ小無縫塔樣ヲ明舉不遺云爾雖
過未云〻

○造像の事造像仏徳經觀佛三昧經優填王經仏
在金棺敬福經小ヨリ月ヲ〻ル法華ヨリ彩畫作仏像
ヲ説ケリ其仏徳ヲ以テ

予先ニ所述の奉ル問答ニ小ケ作ル

○浴像經の名多ク一ヨリ出ル

牛頭旃檀　紫檀　多摩羅香　松芳蘭

白檀　麝金　龍腦　沈香　麝香　丁香

以香湯灌之又以清水灌之以手摩之偈曰

我今灌沐諸如来　淨智莊嚴功德聚

五濁衆生令離垢　願證如来淨法身

我國上巳の俗四月八日灌佛の事を紀

せり

○勿論（余後ニ及ハズ）白氏文集勿論添氏物語ニ云ヘリ是勿論也

○綺（セン）我國人ハ綺（ツヅラヲリ）看（ミル）新艷樞宮

月ニ源時綱の詩を作て信ハ肩ニ因字を用ヒ

ハ

○就の字を用ヒ文選の古例ニよる（就ハ定て云ヒ

ハ就ハ意因ニ云ヒ）

○寂の字を用ヒ寂然ハ用ヒ

○清平瑟楚側の五調ハ我國傳習して樂家の法

ニて是階樂の作ニて漢家の舊法ニて宮商

角徵羽の五音也

清ハ双調瑟ハ黄鐘楚ハ一越側ハ盤涉平の名

のミ不易

唐十二旋宮七月以八十四調を造て古法ニて

変壊して、いまこの無音なる人少くなりぬ
我邦隋唐三韓の樂を伝へ、今まで其のまゝ伝ふ
朝廷南都天王寺三所の伶人、古法を存せり

○信濃國より越後國へ行脚、魚川（糸魚川）より柳ヶ瀬三所
ありてふ、うるしの蜂の巣、形ち奥深く
て昼の月行密なる所を見るに、往
昔彼れ人をきたりの天竺物
吉良の庄乃中、糸の村まゆ、縄多きの他所より比
麻糸形、伊勢より伊勢小古見縄多かりしを
まつり送りしなりとふ、あるのよりて伝もかく伝ちん
とふ伊豆國天本山にて、蛭樹木多くして行人

言葉すなはち蛭必ず飛ぶて人を害ありて名
あり、形ち蛭蛟く物ふるものもむしもの遠獸
の地はたゝ中のものまた多し風俗の行しむ
所の人の性も各國の形似かはる（人國記）
さて人の性は詩歌はたゝの道を肖く優き
花洛東都なんともよき人のこゝろ、特に近年学
者名利の為に異なる奇を衒ひ、門戸を
立て他を自慢の傳士多かるは、世の門は学
をう者て者をしらぬ人なりかたよりて
田舎無学の者、異なはたゝ多かるべき

○園月翁の水車よりて侍りしの涙名の
海つゝいとゝ清く志の事きすると見るかも心徳の
池の異へ見れ侍りし述

おもひなる浄き蓮乃蓮の水
かゝるゝ世の波と見るにも
ちりの花さそ形りし述
むしろきの雲侍身しるあ玉の
枝ちのうき蓮乃蓮の非
語すゝ圓海の身ゆいてもいかるうかゝ
形安執さるゝ述ゝ有ゝちのうゝ好も公あ述
たゝ見れ乃の時不神もも自うの時ぬいつくう

椿ちゝ枝身をおろ不たゝ形て異ゝ侍ふ
さても往屋の椿の移を見ゝもさゝと考る牧知き
ろいゝ年き書ゝる方ゝ侍ゝ方
ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述
ちゝ侍ゝ侍

歌よ不よ思かゝる古侍ゝ
おゝ上風ゝ椿ゝ侍ゝ
年ゝ上椿ゝ年ゝ上ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ屠年
の後ゝの歌ゝ絵ちんゝ有ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述
乃月月もゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述ゝ述
無屋ゝゝゝの述ゝ述ゝ涙ゝ述ゝ述ゝ述

[illegible]

法の水[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○東都城の大営は慶長十八年丙午より尾紀及び水戸侯の御屋形は麹町御門内の内嵐窟に立並び元和九年癸亥 台徳公我公の法館法成の時殿門を形よ作[illegible]を[illegible]東[illegible]山下 敬公の御時麹町十丁目別よ法館を形造あり寛永十九年壬午法橋徳[illegible]形屋敷と云 市買法門外の山麓形も其後は[illegible]を[illegible]光[illegible]嵐窟の山館を[illegible]

○瑞龍公法[illegible]生の後天王[illegible]の内 [illegible]法[illegible]八寛永二年乙丑九月[illegible]

○東海国祖澤菴師の百首の和哥の中より抜き

西ゝ(かい)ゝ白山まうでしたりしの

雲ぬきたてしもゆふ紙の数

光度山の麓より名越稜ゝ中央魁金と魁すゝ火の名を

たゝえゝ金位ゝゝ内南の雲ぬきたてしゝ南方の

雲のたゝ西風ふきしゝ孤雲ゝ孤雲ゝ流光ゝ

きしゝを照太神ゝ惠盡鳥ゝ法あゝゝの法海

神代巻ゝ尺ゝ作りを度會延佳修を対良延昌

ゝゝ少多なゝ言ゝ此分を半ゝ仮ゝ作ゝ中さ

ゝゝ言ゝよゝかゝゝ引ゝ小ゝゝ生ゝ

の人ゝを感ゝ抜ゝ

ゝゝ稜の内を彼和尚

おゝゝゝ尽ゝのをゝゝ三ゝ

ゝゝ小はのゝゝあゝかゝ

ゝゝの白さをゝゝ清ゝ

小初恋

神々ゝかゝ二ゝ

ゝゝゝゝ

古代

いつゝゝ

月にゝゝ

懐舊

あしもとおきくかきつたの河水の末
　のこりて今あらなるこそハ脈は
元和六年の冬和泉國にて詠し光廣卿へ見せまゐらせ
られしまゝに返し給ひし時
　君か代の拾ひし玉も拾ひつらん
　　敷島のみちのおくに袖の世をわたるに
とて法皇より此和尚一家の法機を絶させし
むかしけて祖風すゑの世までのこるもいみじき所
ふとぞ和歌の道をさへうしなはで手習し三十一字
への口辨にあるも又一二ありしは今に後の標子
此等の風雅すくなからぬ

○将軍義昭六条の本國寺にまし〳〵ける時三好一党
寺を囲んて主君を弑せんとす故幕下の士命をかけ
て防戦し終に彼れ退きし後信長室町御所を営し
て移し参らせられしに本國寺も花の御所より法座
たりし故感賞に預りぬ三人おもひしに彼寺の坊中
ことごとく破却し追清殿を参らせ公方の御座所に
ありもつて幕府の方の者の物し日蓮宗の律多き
故上意に背きしにしかるに寛喜松永弾正彼
宗旨にて信仰をなせしものにしたがひ公方をうかゞひける
故と聞え

○豊臣秀吉朝鮮役の時西國へかゝりぬるふしさしの

[illegible]少し[illegible]小和歌を詠ませられし事

月の歌 [illegible]川云右代りて

秀吉

安徳天皇の海事を

波の花をかなしと詠をたてまつる

むかし形ちにかはらぬ袖の雪

左藤

波うつも色つけの形のつれなさ

こもすそ川の赤きをそめ世に

其外波阜中納言以下三十人詠歌

云青法師

[illegible]

[illegible]海の波をたてまつるに

秀吉右げも田舎人殺風景の強形をもって醍醐

の花見聚樂の歌をたんぜられ天下一名を挙げ

程の器を大りきぬるも面白たにて世下ようし

作ったんを[illegible]事也

○やまかた 猟夫 [illegible]民子 かりうど 漁人 あミ引者 すゝ 殺生する子

ぬるとて [illegible]民たち 幼きめこりハ 十女のこと或小片おさなハ おさなる事婦人 雑穢を おさなりかたちふみりて

厠の長たち すけお 猟師 のゝ[illegible]人 猟人あるいは男の能人 あゝ[illegible] 男の海人

和歌の吉き稲荷形幾たくもあり赤[illegible]を四又四又と

[illegible]久し日本を和好[illegible]も此國の人異邦を[illegible]

内心の悪人そ[illegible]又國[illegible]

[illegible]ものなり倭奴國と唱へしこの人唐人の書し
[illegible]に倭の字を用ひ[illegible]
○かしハ鷲山子[illegible]を[illegible]ハ倭紀の字を非なり
[illegible]ハ山子の[illegible]也文和[illegible]小あり[illegible]本名[illegible]
[illegible]
○丁酉三月安藝[illegible]の武士あ[illegible]小[illegible]地を[illegible]
[illegible]て[illegible]搭を[illegible]出[illegible]其[illegible]清少納
言の家及氏和家[illegible]
[illegible]を[illegible]小[illegible]
[illegible]あ[illegible]
伊勢[illegible]清少納言伊勢國小[illegible]住る[illegible]ハ[illegible]小

[illegible]安藝州[illegible]墓あ[illegible]ハ[illegible]
○堂上の諸家ハ五摂家小[illegible]を家禮（ケライ）と
稱ス

近衛殿家禮廿七家

四辻　持明院　滋野井　難波　山科　櫛笥
柳原　廣橋　高倉　平松　石井　長谷
交野　高野　裏辻　西洞院　日野西　冨小路
裏松　竹屋　竹内　船橋　吉田　萩井
山井　土御門　櫻井

九條殿家礼十家

綾小路　鷲尾　油小路　堀川　葉室　五辻

万里小路　押小路　唐橋　伏原

二條殿家礼三家

中御門　白河　四條

一條殿家礼九家

中山　野宮　橋本　甘露寺　清閑寺　東坊城

五條　高辻　藤浪

鷹司殿家礼十家

正親町　冷泉　下冷泉　梅渓　阿野　藤谷

川鰭　堤　町尾　入江

清花家の名形

天下諸大名皆公方家の家来たり尾紀水戸を

清華の列たりしこの家

○我府下奉仕の生駒氏の祖先は昔摂政大

政大臣良房公　謚忠仁公　別業たる和州生駒の小谷に住

し支藩小川城主に仕へ代々生駒を以て称せ

後裔移りて本州丹羽郡稲葉の邑に居住し文明

年中生駒左京亮家廣名乗り時に居住し其略系

家長　八右衛門　勢州長島城主

女子　信長公室　信忠信雄母

利豊　因幡守

善長　右近

利勝

宗勝　主計

家廣　左京進

豊政　加賀守

家宗　藏人

○観音二十八部衆之名

那羅延堅固　大弁功徳天　密遮金剛　大梵天王

摩醯首羅天　帝釈天王　東方天　金色孔雀天

毘楼勒叉　摩和羅王　毘沙門天　毘楼博叉

満喜車王　神母天　五部浄天　難陀龍王

迦楼羅天　緊那羅天　阿修羅王　金大王

乾闥婆王　沙迦羅王　金毘羅王　満仙王

摩睺羅王　散脂大将　畢婆迦羅王　婆藷仙人

○田家四時占候諺語小九月十三日晴針軛挂断縄九月十三日月見の日小豆を給すれば疫病を除く天狗吠狩年始疫病流行の兆

○阿部伊豫守正勝　父阿部八右エ門正殿　初名善右エ門奉仕　家康公五千石天正八年小田原合戦高名後御老中六万石

- 阿部備中守正次　小田原城主六万石對馬守正盛伊予守正春等先祖
  - 阿部河内守正奥　八千石
    - 阿部左馬介正吉
  - 阿部河内正致　八千石
    - 阿部善兵衛
    - 女子
  - 阿部伊勢正治
    - 阿部縫殿正覚　実石川伊賀守男能登守
      - 杉山忠次郎　伊勢子
    - 阿部市三郎

一　河内守正奥天正元年癸酉誕生初の名を七之助

一　十八歳の時　天正十八年　相州小田原陣高名此時家人

行倉添左遠ノ働有ラシ由

一 文禄元年壬辰二月薩摩ノ国ノ内十万石ノ武州忍城浅野ノ附河内ノ国七百石ノ浅野ノ

一 慶長五年関ヶ原合戦ノ時河内ノ国武功ノ時変人浅野名九左遠成田仁左遠働有ラシ

一 慶長五年庚子九月薩摩ノ国ノ内四十三万石ノ尾州清須浅野ノ附河内ノ国清須ノ内ノ枝作ノ領三万石

一 慶長十一年丁未薩摩ノ国ノ内ノ領細川ノ枝ノ内五十万石清須浅野ノ附二万石浅野ノ加増五万石ノ成

一 慶長十二年三月薩摩ノ国ノ内ノ領豊臣ノ内ノ添敬ノ尾州清須ノ浅野ノ河内ノ国ノ枝ノ内ノ添敬ノ浅野ノ附

一 慶長十年薩摩ノ国ノ内ノ領清須ノ浅野ノ加増ノ時河内ノ国ノ枝ノ内ノ十二万石ノ枝ノ内ノ此時河内ノ国ノ枝ノ内ノ如ク三万石ノ浅野成ル

一 慶長十二年三月薩摩ノ国ノ内ノ添敬ノ浅野ノ三万石ノ枝ノ内ノ枝ノ内ノ再附

一 大坂浅野陣ノ時布施家ノ枝相備

一 寛永二年丙辰二条行幸ノ時成瀬隼人ノ枝布施山城ノ枝阿部河内ノ枝飯川若狭ノ枝四人来年添敬ノ供奉ス

一 河内ノ枝浅野左遠ノ叙爵ハ慶長十年四月十六日薩摩ノ領三位ノ浅野升ノ附従五位下河内ノ国ニ叙任ノ事

是を安部の[illegible]紙の事

○北条泰時曰法所（北条泰時）（[illegible]）

内の人者[illegible]を語さん為ふ泰時の家の端板内を
見聞[illegible]作りの事[illegible]の中[illegible]
次[illegible]を以て奉公[illegible]法師の作の如く[illegible]
かくこと有へ大方法用形の為も[illegible]地法の[illegible]
[illegible]各一年[illegible]
[illegible]北次[illegible]法[illegible]に
[illegible]各の作の如く有[illegible]
[illegible]こと異[illegible]國
[illegible]

[illegible]用心の為に作[illegible]泰時運長[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]助[illegible]
[illegible]形[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]四條院[illegible]の後法[illegible]の法事
延臣義[illegible]土御門院皇子（後堀河帝）
を[illegible]東[illegible]計[illegible]
附[illegible]馬の[illegible]

歴々方の秘上を頼ひあるを専ら自家の鎮修法を授て
荘厳を先とし親族迄も為其分の安穏を祈らむ事なり
泰時已来の分を能ものあらし故に唯后親房
は是を称せしなり（神皇正統記）

○弁才天ハ日輪の内に観る金光明経の説所し流布の
弁才天経ハ偽経といふ　但し秘経添文ありて所々に
ともに本来家の別伝秘あり　弁才の修法は式に印
明なと書添たる物ありて所々に伝修法別にあり

○宇賀耶ハ（賀耶とも云）蓮華三昧経に出て弁天と同しからぬ（白蛇の字）
形を立混して弁才の像の首に白蛇を
造る者あるやうなり

○日蓮宗の僧常に法華の外を爾前経として退けるに
其利の為には三宝荒神として弁天を崇め妙
見などを祈る類多し　又不動明王の像を安置するも真
言家の風移りたるなり　是又大日経瑞祇経などの説にあるを
本國寺妙満寺にも牛王宝印を出す　其説を以て俗
より牛王の守りをかくる　一切事の何をも牛王の秘
説としらんや　曼荼羅とて首題を書き其左右に不動愛染
の梵字あり　是不動愛染の梵字なりとも伝へを
得すして妄りに其の功に偽をいふ　左右に法の字
と擬せ彼非徒らにかるものなり　人皆多くの大小
数の文をかく様にしての名首を省きて却て

他宮と称せず書き[illegible]を不知の者きこゝなり

○天王坊の南坊に天刑星の尼像あり左仏に[illegible]秘像

なり其上に左に十二面観音右に文殊の小像を描き

天刑星は牛頭天王の化身にして玻璃才天女の本身なり面

は八大観音の御形八王子の本地なり是また祇園

三所の本地なりとなり

○位袍の織紋に鸞あり[illegible]鸞に似たれども是何

なる鳥か[illegible]なり[illegible]曰職者に之なし

是和[illegible]なり[illegible]

○天瑞寺殿彷徨三后従一位春岩桂公大禅尼

是豊臣秀吉公母大政所二位尼法名なり天正二

十年[illegible]元年壬辰七月廿六日薨

隆徳寺殿負薪道松大居士

大政所父也文禄二年己巳二月十日卒

前黄門秀岩日詮大居士

金吾中納言秀秋法名なり慶長七年壬寅十月

十八日卒

○織田信長公の御母は土田氏なり[illegible]尾州[illegible]嶺山

含笑寺[illegible]なり彼母公[illegible]の御なり其法名含

笑院殿花嶽源繁大禅定尼 寛永元年六月二日逝

○或問秀国の盃を能物なりと曰上古盃は土器の

国立公文書館
National Archives of Japan

漆ぬりハ中世以来の事なり孫倉袋恩寺時宗なりしより昔
重衡と酒盛せし事なれ寺宝ハ大サ七尺平
四のめくすりて浅くし（内外黒くして内ハ赤花蒔絵）是を中酒盃古
田織部重能茶事の餐ハ仏像の厨製初り事なり
かなもりの名世孫種蒔の器なり
○古仏画ハ完全の物なく世伝所完間掃部法眼浄
宗なり是也ハ紀後光厳院恵安の法の人なり
○仏工運慶ハ東寺西院を修すに東寺大仏師なり
こなり宝蔵なる法華経康弁康俊運賀運助あり
子孫多し大聖好也
○太祖君薨去ハ世王ハ板後府法城中なる金銀
宝器一物も東都ようなり納発ハ法華尾紀及
水戸侯ハ頒ち給ふ所なり所法重器の中柳営ハ
所の名物多くハ法三部ハ仏像なり
○謝肇淛曰自古以正字為号多不利如梁正平天
正元正至正之類為其文一而止也云々
按すに是抱朴子の夫正ハ君也長也定也平
也是也亦邪の反なり
一而止ハ折字の例云ふ正の古文ハ正也なり
二而止ハ折字なり
一説の説なり
号正の字用ひ一帝院正慶を称ふ彼帝

花山の猛風と雖懦弱上古の世に於て
執柄為る小天下を左右し是より王政威衰
に権を移す稱号し之後白河院正治元年小
松殿薨し因法皇に新帝摂政
後西殿なり後源頼朝院正和元暴風洪水疫
疫多き伏見院正應元年大地震其三年より浅原八
郎南殿を犯し自殺し花園院正和より鎌倉
大火の災後醍醐院正中地妖の動き有り帝
遷幸あり後世光厳院正慶北朝に廢帝の
号あり後村上院正平立かつぶ皇運もまた
衰し後南山に於て称光院正長に出て

一度小氏信長後花園院康正寛正の始め天変西日
三日現し地妖洪水疫
疫病巷に満ち中ごろ浅き世なり後柏原院永正元年天下の仏僧花代未
曾の凶事なりき他三笠山の神木枯れ
多株枯れ彗星凶星あり北野太神宮池巣の災
あり山崎辺海満き永正七年六月廿日洪水
或は武庫
細川政元害せし北野東に奔る洪水
四条
畠院正応火災其十年信長戦死
大風洪水地震疫病流行
此年の凶事中古後桜町の時も無小なりし
謝氏の言よりて史を見るに凶事多し

後光明帝の御孫さしも明君聖主の
援兵を請ひ世乱さたまりて且立位の内崩御の
さまを聖慮なきを元号定の日に帝海
地下の学者も禁庭まゐりて唱和して
後一条の天和元の日座上に天火の
起り神殿仏事以来地下の学者を禁ぜらるる
この除元正徳の頃寺院の妻帯止まりき
蒙を啓せらるる 大樹の御初君 席吉君もこ
れ御手世者にこの度新上西門院崩御あり
且去年乃此新も諸侯風流水庶民溺死多き
以て好ましからぬ事なり

幕下蒙を啓せらるる
昭和賢哲の君なり海内を
治めたまふ天下悦
を揚大業の為不可
不可絶隆平の号を儀 天聖明道宮を
儀 帰田園小民尽 永国正保の平き
人心休かなる 延享改元の時内乱和
漢 動文を学ぶ者
世小法皇 後水尾院 史 九条あり
作中あり 仲哀 かくかくと 暑 和漢
古 号の文字 儀あるべし

○ 先学話 東鑑治承元年三月廿三日条 云仏者の世ハ仮の者にして
[illegible]
○ 仏像を彩画するに皮膠を用ひ様々きるも
陀羅尼集経に彩小薫陸香汁を用ひ皮膠を
用ひ[illegible]仁王会講法にも香膠を以
てす[illegible]香膠[illegible]法の芳草の根汁粘
液をとり又石蒜芥子の油絵具ホ[illegible]物をと
かす本像にも皮膠を用ひ[illegible]を
ものこせい清浄ならん 惠心僧都古作ハ小さ
き像形
○ 密家常住ハ十二天の次座有ハ[illegible]時一二

等あり

六焔摩天		一地天	
五火天		二月天	
四帝釈天		三多門天	
三伊舎那天	本尊左	四風天	本尊右
二日天		五水天	
一梵天		六羅刹天	

此外多分ハ四臂不動明王を本尊とする也 供一五大尊
多ハ両界曼陀羅の本尊[illegible]
[illegible]
○ 瑞龍公の法名を[illegible]尼の[illegible]

中ゝ

日光山にて

さきてゝ法代の立ちの立ちから
てる日の光の色かはらしらぬも

庶

時雨も時雨の色ふかあるもれて
色にたつふ神よもあるも

東にてもまもる所

清見ゝ波を世ゝ三保の崎
まのふもとより見ゆ
一本ゝ者のつゝもはなん

此世をも猶此ゝおもひ出まい
海ゝ中の弟ふつゝ世ゝ世ゝの
尾花のすゑの弟の方ゝ

妻の清ゝ井中ふ

つゝ弟さふむゝにたる妻ゝ
かすみも新ふ峰ふ立ゝ毎

世ゝ後菊

老ゝ世ゝ花の色ゝ
多摩ゝかゝ
本ゝ後ふ

ゝ海ゝ立ゝ雲に

[illegible]

[illegible]

述懐

[illegible]

民部を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世中を[illegible]

[illegible]

田部妹

山田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○水戸黄門源義公我

公毎月十日[illegible]元禄年の喪[illegible]

なりともせ申して流俗に随ふべきにあらずと　公曰能きま足
下ハ無月臨食あるまでの義公曰能り　公曰前よ深蔵
公薨去の時三ケ年の喪を如法にせまほしく義
公曰吾今世の風にあらず世に随ふて五十日の服を
謹しのこ公曰足下勤めて弔居喪ま流俗に随ひ
なりしもとの有しかとの哀恐にして喪を
叙しなとも隠に随ひ風に因らして無月
臨食し給ふなまにに孝公の一端なりと義公涕ふなか
りしまに附たる義をよし人の謗りぬ

○

柳筥　長サ二尺　廣サ一尺　深サ四寸五分　或ハ二尺二寸
廣サ二尺　深サ四寸
延喜式三十四に見えたり

柳筥ハ庀ト蓋と底とあり　本をあつめて造るといふ
物なれバ其蓋の裏に供したるいふの称名神宝の
内に柳筥あり之をはしらて隠あり　枕筥紙なん
とにハやまいもことを申し給まハやまいたこととやま
いふ庀ト両種なり

日本政府図書
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan